

**メンタルヘルス法務主任者
産業保健法務主任者
資格制度**

① メンタルヘルス法務主任者・産業保健法務主任者の主な役割

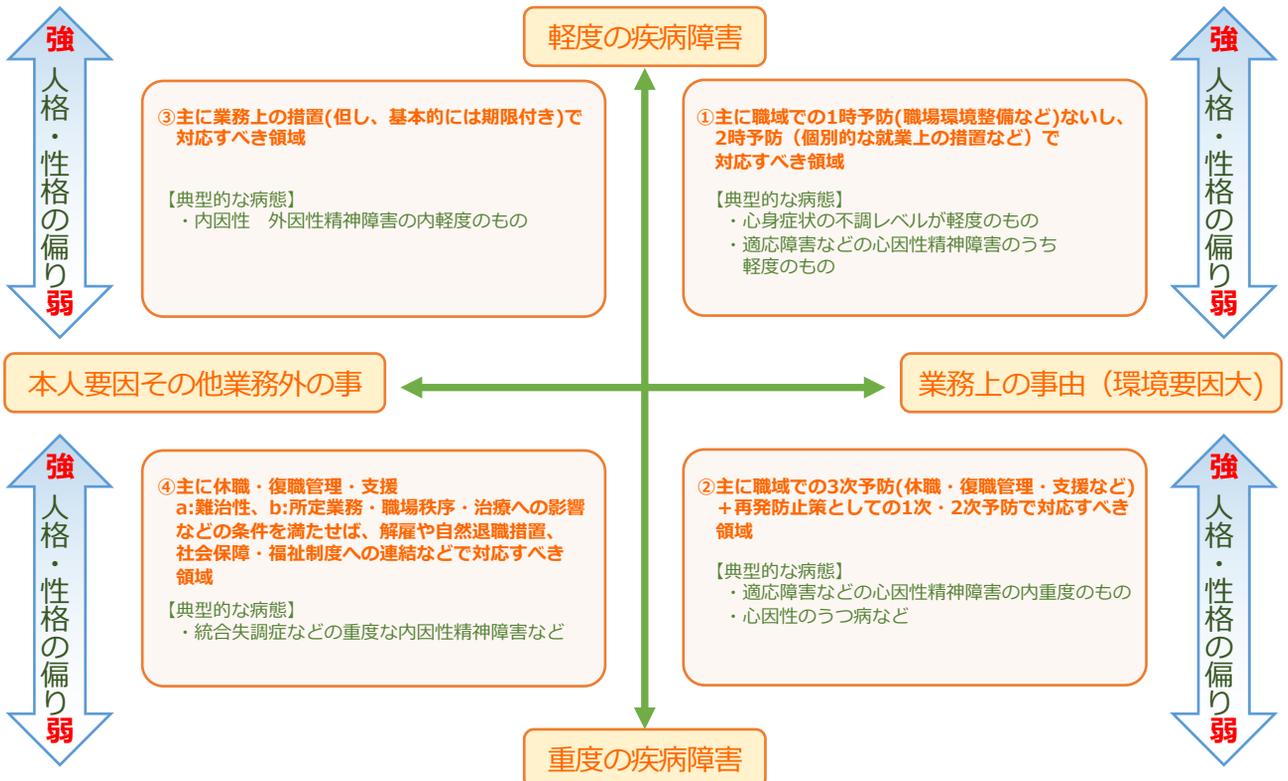
- (1) メンタルヘルス不調者や難治性疾患の罹患者について、手続的理性を尽くし、法的に適正な切り分けを実施します。
- (2) (1)を基礎として、産業保健に関する法律問題などを適正に解決します。
- (3) メンタルヘルス不調者等を生みにくい職場環境形成を支援又は担当します。
- (4) 社労士法など業法の規制範囲内で、不調者の社会保険給付の受給等を支援します。
- (5) 不調者に関する適正な所得保障制度を立案します。
- (6) 組織の意向を踏まえ、離職者のフォローと再就職支援を実施します。
- (7) その他メンタルヘルスや産業保健に関する法務を包括的に担当します。要請に応じ、組織内外で、関係法務に関する研修講師を担当します。

② メンタルヘルス不調者の切り分けとは？

- (1) 「切り分け」とは、主に、メンタルヘルス不調者を、手続的理性通じ、早期かつ適正に、図1にある4つの領域へ区分することを指します。
- (2) どの領域でも、パーソナリティや発達の問題を考慮します。

※一般的に、どの領域でも、パーソナリティや発達・性格の偏りが強く、疾病の影響を超える（責任能力、有責任が認められる）非違行為が認められれば、本人責任としての法的評価を受けます。
 （但し、精神疾患の周辺症状などとの区別が必要です）。

図1：メンタルヘルスという概念の守備範囲



③ メンタルヘルス不調者の切り分けが必要な理由

- (1) 上記各区分への切り分けに基づいて、適正で公平な解決を導くことで、関係者の納得性を高めることができます。
- (2) 同じく、労使間の信頼関係の維持増強を図ることができます。
- (3) 同じく、無用な訴訟を招くリスクの回避を図ることができます。

④ 「メンタルヘルス・産業保健法務主任者資格」を取得するメリット

- (1) “メンタルヘルスや難治性身体疾患に関する法務の知識を得て、具体的な問題解決や課題遂行能力を習得できます。
- (2) 会員となることで、メンタルヘルス・産業保健法務主任者の役割を果たすために必要な、信頼の置ける専門家とのネットワークを得たり、実務能力の維持向上のためのアフター・フォロー等を受けることができます。

具体的には、（会員となることを前提に）

- ①専用のメール（オープン・クローズトの選択可）を通じて、専門家に対してメンタルヘルス法務等に関する相談をすることができる。
- ②具体的なメンタルヘルス問題について、会員や産保法研の役員等が参加し、守秘条件下で解決策を検討する事例検討会に参加ないし事例報告できる
- ③産保法研と連携・協力関係にある、信頼に足る専門家や専門機関の紹介を受けられる
- ④メンタルヘルス・産業保健法務に関する研究や実務に関する最前線の情報について、メールマガジン等で提供を受けられる
- ⑤希望者につき、産保法研が適任者の紹介を委託された業務のあっせんを受けることがある（但し、資格が必要な業務については、有資格者に限られます）

等のメリットをご享受頂けます。

メンタルヘルス・産業保健法務主任者資格講座は、「基礎コース」と「アドバンストコース」の2段階構成になっており、「基礎コース」では、産業保健法務の実践に必要な基本的な知識を、「アドバンストコース」では、同じく実践的な知識を幅広く、深く習得できるように計画されています。

講師は、各関連領域をリードする学者や実務家で構成されています。
（詳しくは、「カリキュラム内容」を御参照下さい）

基礎コースとアドバンストコースを併せて6日間（24単位）の構成になっています。

① 受講について

- (1) 事前、もしくは事後に欠席を届け出ることにより、アドバンストコースのうち2日もしくは8単元分を限度にe-ラーニングによる補講（自習）に振り替えることができます（この場合、1日分につき3,240円が必要です）。
- (2) 受講申込期に、全単位取得できなかった場合は、次期開催の講座にて、不足単位を補完することが可能です。この場合、受講料は不要です。
- (3) 各単元に出席することにより、単位を取得できます。
- (4) 各講義、開始時間に15分以上遅刻した場合は、単位を付与しません。

② E-ラーニング受講制度について

遠方の方やご多忙の方のため、講義内容を収録したデータを用いたe-ラーニング・コースを設けています。

講義内容は、原則として通学制と同一内容です（講師による撮影許可が得られない場合等には、相当する他の録画をもって代える場合があります）。

なお、スクーリングとして、1日分の通学講座が無料となりますが、認定試験を受験するうえで、受講は必須ではありません。

（それ以上の受講は、1コマあたり別途3,240円が必要）

③ 受験資格

- (1) 基礎コース、アドバンストコースの全単元に出席し、単位を取得した方に受験資格が与えられます。
ただし、基礎・アドバンストコース両方の受講者に限り、事前の届出を前提に、基礎コースの全てとアドバンストコースのうち2日分又は8単元分をe-ラーニングによる補講（自習）に替えることができます。
- (2) 認定試験に合格しなかった場合、受講した講座の終了日から3年間（不合格となった回を含め合計3回）に限り、受験資格を維持できます。
- (3) e-ラーニング受講制度では、スクーリング1日分が無料となりますが、スクーリングを受講しなくても、資格試験の受験は可能です。

④ 資格取得条件

- (1) 認定試験に合格した方に「メンタルヘルス法務主任者資格」及び「産業保健法務主任者資格」の双方が付与されます。
- (2) 認定試験合格者には、当研究会より「メンタルヘルス法務主任者・産業保健法務主任者資格証書」を授与します。

⑤ 資格有効期限

(1) 資格の有効期限は、メンタルヘルス法務主任者・産業保健法務主任者資格試験に合格した年の3年後の12月31日までです。

例) 2014年に試験に合格した場合 → 2017年12月31日まで有効

⑥ 資格更新方法

- (1) 資格有効期間内に、産保法研が開催する事例検討会に参加するか、講座を受講し、**6単位を取得する必要**があります。
※事例検討会では、参加者に1単位、事例提供者に2単位が付与されます。
法務主任者資格講座の付与単位は、通常の実講の場合と同じです。
- (2) 資格更新に必要な単位数の取得後、単位取得証明書を添付して、「資格更新申請」手続きをおとり下さい。
- (3) 資格申請手続きが適正に執り行われた後、資格更新をお知らせします。
更新料は頂いていませんが、更新証等は発行していません。

⑦ メンタルヘルス法務主任者・産業保健法務主任者資格講座受講者特典

(1) 受講した講座のうち、講師の撮影許可を得た単元を収録したデータによるeラーニング・システムへのアクセス権をご購入頂けます。

(2) 資格取得者は、産保法研正会員となることができます。

(3) 産保法研正会員特典

1：専用のメーリングリストで実務上の質問を行い、専任の弁護士・社会保険労務士・医師から回答を得ることができる（オープンリストでの質問の場合、他の会員から回答されることもあります）。

2：1年に4回程度開催され、現場の問題事例の解決策を検討する事例検討会や、研究発表大会等に参加できる。

3：無償で専門家（弁護士、協力医等）とのマッチングを受けられる。

4：会員（正会員・準会員）同士の交流会に参加できる。

5：希望者につき、産保法研が適任者の紹介を委託された業務のあっせんを受けることができる（但し、資格が必要な業務については、有資格者に限られます）。

6：希望者につき、当法人ウェブサイトに掲載される。

7：メールマガジン等で、産業保健法務に関する各種の情報を得られる。

8：産保法研が開講する講座等を（正会員価格が設定されている場合には）正会員料金で利用できる。

9：産保法研が開催する資格講座の任意の単元を、年間2単位に限り、無料で聴講できる。

⑧ 料金体系

1. 基礎コース 6.0H×2日

職場における産業保健法務の実践に必要な基本的知識の習得を目的とします。

2. アドバンストコース 6.0H×4日

より専門性が高く、実践的な知識の習得を目的とします。なお、基礎コースの全てとアドバンストコースの合計2日もしくは8単元分を、e-ラーニングによる受講に代えることができます。

3. スポット聴講

現在は受け付けておりません。

講座価格一覧

第7期講座の受講料は、

基礎コース	: 37,800円 (e-ラーニングコース : 48,600円)
アドバンストコース	: 64,800円 (e-ラーニングコース : 75,600円)
両コース	: 102,600円 (e-ラーニングコース : 124,200円)

その他、通学コースの場合、及びe-ラーニングコースで紙媒体の資料の送付を望まれる場合、別途、資料代1,620円 (+送料) ががかかります。

複数名同時申込をされる場合、
当法人役員等の紹介がある場合、
正会員等の紹介がある場合 (両コースのみ) : 91,800円 (e-ラーニングコース : 113,400円)

です。

* 第1～3期に比べ、講座の内容を大幅にスリム化すること、受講者のお申し込み状況の推移、法人の学術団体化等の事情から、受講料が相当程度安くなっています。

以前に受講された方には何卒ご了解を賜りますよう、お願い申し上げます。



受講お申し込み

メール、FAX、Webサイトにてお申し込みを受け付けております。

Mail ☒ : <http://www.oshlsc.or.jp/app/>

Web 📧 : info@oshlsc.or.jp

✦ 一般社団法人 産業保健法学研究会 ✦

本研究会は、2012年11月に設立された産業保健法務研究研修センター (OSHLSC 略称: 産保法研) を前身とし、産業保健に関する法学と法実務の発展と、関係する専門家や実務家の交流の場として、2015年2月に設立された学術団体です。略称は産保法研 (サンポホウケン) です。

【所在地】

〒530-0047

大阪市北区西天満5-2-18 三共ビル東館6階 日本予防医学協会西日本事業部内